

新闻摘要



(2010 年 6 月 21 日～9 月 20 日)

7 月 2 日 (星期五)

政府于 1 日这一天宣布,大幅度缓和针对来日旅游的中国人的各项制约。去年 7 月,日本已开始面向中国人签发个人旅游签证,原本条件之一是,年收入必须在 25 万人民币(约合 340 万日元)以上;而新的规定改为,只要申请人是在机关政府或大型企业工作,年收入在 6 万人民币(约合 80 万日元)以上;或家中有一人持有信用卡金卡,就可以为其全家签发个人旅游签证。

7 月 9 日 (星期五)

以护理家中老人为名,于 5~6 月进入日本的、46 名来自中国福建省的中国人,在大阪市申请了生活保护。大阪市政府指出,“一进入日本就申请生活保护,显然是一件很不自然的事情。”大阪入国管理局正在对这 46 人的滞留资格进行重新调查。

7 月 15 日 (星期四)

6 月 24 日,中国政府在新潟市中央区开设了在日本国内的第六个中国总领事馆(电话:025-248-8686)。这是位于日本海区域的第一个总领事馆,其管辖范围为新潟、福岛和山形三县。在 6 月 24 日这一天举行的开馆仪式上,部长助理胡正跃、驻日中国大使程永华、外务大臣政务官西村智奈美等约 350 名政界、财界要人参加了开馆、仪式。

ニュース記事から (2010年6月21日～9月20日)

7 月 2 日 (金)

政府は 1 日から、中国人観光客を受け入れる条件を大幅に緩めた。中国人の個人観光ビザの発給は昨年 7 月から始まり、年収 25 万円(約 340 万円)以上が条件の一つだったが、新しい条件は官公庁や大企業に勤めていて年収 6 万円(約 80 万円)以上かつクレジットカードのゴールドカードを持っていること、誰か一人が持っていれば家族にも発給する。

7 月 9 日 (金)

高齢の親族の介護を名目に中国福建省から 5~6 月に入国した中国人 46 人が、大阪市に生活保護を申請した。市は「入国直後の保護申請は明らかに不自然」と指摘し、大阪入国管理局が在留資格を再調査している。

7 月 15 日 (木)

6 月 24 日、新潟市中央区に日本国内で 6 箇所目となる中国総領事館が開設された(電話 025-248-8686)。日本海側では初の総領事館で、新潟・福島・山形の 3 県を管轄する。同日開かれた開館式では、胡正躍外務次官補、程永華中日中国大使、西村智奈美外務大臣政务官ら、政財界関係者など約 350 人が開館を祝った。

7 月 23 日（星期五）

観光庁 22 日宣布，已经与成为持外币出境受限制的中国人的主要结算手段、并且在中国人当中普及率相当高的结算卡 — “银联卡” 之发行机构 — 中国银联之间，交换了面向访日旅客增多这一事宜的备忘录。备忘录表示将对增多、扩展可通过银联卡支付的店铺，及购物时导入优惠服务等事宜，进行相互合作。

① 请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

7 月 23 日（金）

観光庁は 22 日、外貨持ち出し制限のある中国人の主要な決済手段となり、中国人に広く普及している決済カード「銀聯カード」を扱う中国銀聯との間で、訪日旅行者の増加に向けた覚書を交わすと発表した。カードを使える加盟店の拡大や、買い物の際の特典サービス導入などで、相互に協力するとしている。

① ご注意

本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。